「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料の例

別紙「博士論文公表方法に関する特例申請書」にある、博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料を例示いたします。

博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」	具体的に説明する資料(例)
１．　博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む。	具体的な箇所を別紙に記述する。
２．　博士論文に使用している他者の著作物（図表等）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない。	具体的な箇所を別紙に記述する。
３．　博士論文の全部または一部が共同著作物（共著）であり、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない。	不承諾についてのメールの写し
４．　被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある。	具体的な箇所を別紙に記述する。
５．　博士論文の全部または一部がすでに学術雑誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
６．　博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
７．　博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
８．　博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。 ※8の理由によって全文公表の義務が免じられるのは、研究科の定める一定期間(学位授与日から最長1年)の範囲内に限られます。期間を過ぎれば、他の理由がない限り、自動的に全文が公表されることになります。	具体的な箇所を別紙に記述する。 （単行本名、雑誌名も）
９．　特許申請のため、公表できない期間がある。	具体的な箇所を別紙に記述する。
１０．　その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	具体的な内容を別紙に記述する。